平成 27 年５月 22 日

各　　位

会 社 名　　株式会社エル・シー・エーホールディングス
代表者名　　代表取締役　　　　　　　桑田　正明
（コード：4798 東証第二部）
問合せ先　　取締役 CFO　　　　　　　水野　進
（ＴＥＬ（ＩＲ専用）：03-3539-2587）

不動産事業第２号案件（北新宿物件）の契約解除による違約金に係る経過報告

当社は、平成 27 年５月 11 日付「当社子会社㈱Interface における不動産事業第２号案件（北新宿物件）の資金決済の中止並びに売買契約解除に関するお知らせ」にてお知らせしておりました契約解除による違約金の件につきまして、下記のとおり、お知らせいたします。

記

１．事実の概要

当社子会社㈱Interface（以下、「Interface」といいます。）は、平成 27 年５月 11 日付でお知らせしましたとおり、不動産事業第２号案件（北新宿）（以下、「本件取引」といいます。）の資金決済が中止となり、売買契約を解除しました。

なお、Interface は本件取引について、期限を定めた履行の催促に応じない場合には、買主と売主の双方と契約解除に係る違約金（売買代金の 20%相当額）の支払いに関する内容の契約を締結しており、買主から Interface への支払期限については、本日（平成 27 年５月 22 日）までとなっております。

上記について、本日付で買主から Interface に対して違約金の支払いが履行されませんでした。また、Interface と売主とは、買主から受領する違約金をもって売主に対して違約金を支払うものとし、Interface が買主から違約金を受領するに至るまで、Interface の売主に対する違約金の支払いを猶予するという内容の合意書を締結しており、売主に対する Interface からの違約金の支払いについても履行しておりません。

２．発生の経緯

Interface は、平成 27 年５月８日付「当社子会社㈱Interface における不動産事業第２号案件（北新宿）の売却決済日の延期に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、買主と平成 27 年５月８日付で本件取引を決済する内容の合意書を締結し、５月 11 日付決済の準備を進めました。しかしながら、買主より銀行の内規に基づくセキュリティ上の問題（本人確認に関する事項）を解決することが出来ないため、不動産買取の資金送付が出来ない旨の報告を受けました。従って、締結済合意書の約旨に基づき、５月 11 日付で売買契約を解除し、解除合意書に基づく、違約金が発生したものであります。

３．今後の見通しについて

上記、本件取引に関する会計処理については、監査法人と協議の上、平成 27 年５月期（平成 26 年５月 21 日～平成 27 年５月 20 日）及び当期に与える影響については、確定次第速やかにお知らせいたします。なお、当社グループとしては、買主に対して、法的対応も検討して参ります。

以上